

6 へき地対策

(1) へき地学校の状況

① へき地学校

教育事務所	級地	4 級		3 級		2 級		1 級		準 1 級		特 地		教育事務所指定		計	
		本校	分校	本校	分校	本校	分校	本校	分校	本校	分校	本校	分校	本校	分校	本校	分校
小 学 校	北							3	1	4		2		16		25	1
	中					3	2	14	7	9	1	11		19		56	10
	南			1	2	2	1	5		3		2		5		18	3
	会津		1		1	6	1	8	1	5		2		9		30	4
	相					6	3	4	3	1	1	4				16	7
	双					3		6						4		13	0
い		1			4	2	7	2	1		1		8	1	21	6	
計		2		2	3	24	9	47	14	23	2	22		61	1	179	31
中 学 校	北							3						5		8	0
	中					1		4		4		4		4		17	0
	南							1		1				2		4	0
	会津				1	4		5		1				4		14	1
	相			1		5		1		1		2				10	0
	双					2		3						1		6	0
い					4		6			1			3		14	0	
計				1	1	16		23		8		6		19		73	1
総 計		2		3	4	40	9	70	14	31	2	28		80	1	252	32
		2		7		49		84		33		28		81		284	

② 特別へき地学校数、学級数、児童生徒数、教員数

小中別 区分	小 学 校												中 学 校												合 計											
	学校数		児童数			学級数			教員数			学校数		生徒数			学級数			教員数			学校数		児童生徒数			学級数			教員数					
	本校	分校	計	本校	分校	計	本校	分校	計	本校	分校	計	本校	分校	計	本校	分校	計	本校	分校	計	本校	分校	計	本校	分校	計	本校	分校	計						
4 地	2	2		9	9		4	4		4	4		0	0		0	0		0	0	0	0	2	2	0	9	9	0	4	4	0	4	4			
3 地	2	3	5	65	24	89	7	7	14	13	7	20	1	1	2	27	5	32	3	1	4	8	3	11	3	4	7	92	29	121	10	8	18	21	10	31
2 地	24	9	33	1,539	72	1,611	117	20	137	193	20	213	16	16	804	804	47	47	134	134	40	9	49	2,343	72	2,415	164	20	184	327	20	347				
1 地	47	14	61	3,697	164	3,861	252	29	281	401	29	430	23	23	2,286	2,286	98	98	241	241	70	14	84	5,983	164	6,147	350	29	379	642	29	671				
準 地	23	2	25	2,093	38	2,131	137	5	142	210	5	215	8	8	870	870	34	34	83	83	31	2	33	2,963	38	3,001	171	5	176	293	5	298				
特 地	22	22		2,619		2,619	138		138	210		210	6	6	1,311	1,311	42	42	86	86	28	0	28	3,930	0	3,930	180	0	180	296	0	296				
教育事務所指定	61	1	62	6,524	30	6,554	375	4	379	564	4	568	19	19	4,238	4,238	135	135	281	281	80	1	81	10,762	30	10,792	510	4	514	845	4	849				
合 計	179	31	210	16,537	337	16,874	1,026	69	1,095	1,591	69	1,660	73	1	74	9,536	5	9,541	359	1	360	833	3	836	252	32	284	26,073	342	26,415	1,385	70	1,455	2,424	72	2,496

(2) へき地教育の振興策

へき地の学校は、概して小規模であり、かつ分校も多いため複式学級が多い。従って教育条件の改善充実を図るとともに、へき地学校に優秀な教員を確保することが緊要である。

① へき地教育の人事行政

「平成9年度人事異動方針」1の2において、「教育の機会均等の理念に立脚し、各学校の教職員組織の充実と均衡に努めるとともに教育庁職員組織の充実を図る」ことを基本としてかけ、これを受けて平成9年度小・中・養護学校教職員人事実施要綱の2において「交流のための区分を設定し、すべての教職員を在職期間中に都市、平地、へき地の勤務を公平に経験させる」とし、へき地と各地域との計画的な交流の推進を図った。

また、へき地派遣制度によるへき地派遣、へき地学校勤務で優秀な実績をあげた者の管理職への抜てきなどの施策もあわせて実施した。

ア へき地交流

(ア) 地域区分

県内の地域区分を次のとおりとする。

- 特A地域 旧4市（福島、郡山、会津若松、平）の学校

- A 地域 市、主要町村の学校
- B 地域 特A、A及びC地域以外の学校
- C 地域 へき地の学校（人事委員会、教育事務所の各指定学校）

(イ) 交流基準

- ⑦ へき地学校勤務については次の基準による。
 - 教員については、その在職期間中に別表1による期間勤務する。ただし、会津ブロック外出身者の会津ブロックへき地学校勤務年数は、別表2による。
 - 昭和28年度以降採用者のうちで、へき地学校勤務の経験のない者については、計画的にへき地学校へ転出させる。ただし、へき地学校に勤務すべき該当者が少ない場合においては、採用年度にかかわらず計画的にへき地学校に転出させる。
 - すでにへき地経験を有する者が、再び相当期間へき地学校に勤務し、都市又は平地の学校に転出を希望する者については、優先的に考慮する。